

令和元年10月1日の消費税増税に伴い、体育施設使用料を以下のとおり改定します。

## 体育施設使用料(令和元年10月改定)

(単位:円)

区 分		使用料金				
		午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	照明 (1時間当たり)	
北部 体育館	アリーナ	全 面	5,020	6,280	6,280	全点灯 1,880
		床面2分の1	2,500	3,130	3,130	1/2点灯 930
		床面3分の1	1,670	2,080	2,080	1/3点灯 620
		床面4分の1	1,250	1,560	1,560	1/4点灯 460
		床面6分の1	830	1,030	1,030	1/6点灯 300
	柔剣道場	2面	1,250	1,670	1,670	全灯 410
		1面	620	830	830	1/2灯 200
	会議室	1回につき	1,030			
	視聴覚室		520			
	放送設備		520			
	スコアボード		300			
	トレーニングルーム		200			
シャワールーム	100					
北部 野球場	野 球 場	2,200	3,230	3,230	3,760	
	放 送 設 備	1回につき	520			
	ス コ ア ボ ード		520			
陸上 競技場	専 用 利 用	2,200	3,230	3,230	2,080	
	個人利用	1人1回	100			
	定期 利用	一 般	1年間	1,030		
		大学生		830		
		高校生		520		
		中学生		300		

(単位:円)

施設名	使用料金		
	午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)
一ノ宮体育館	410	520	620
一ノ宮運動場			
野球場(1面)	830	1,030	1,030
夜間照明料	3時間まで 6,280		
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明使用料(1面)	3時間まで 300		
桐漕テニスコート			
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明料	3時間まで 300		
東市民運動場			
ソフトボール(1面)	830	1,030	
和合運動場			
野球場(1面)	830	1,030	
テニスコート(1面)	200	300	
市民弓道場			
専用利用	1,030	1,150	2,200
個人使用	50	50	100
定期使用	1年間 2,200		
妙義総合運動公園運動場	830	1,030	
妙義運動場(サッカー場)	830	1,030	
妙義総合体育館			
アリーナ(全面)	2,080	3,130	3,130
アリーナ(1/2面)	1,030	1,560	1,560
照明料(全灯)	1,030	1,030	1,030
照明料(1/2灯)	520	520	520
照明料(1/4灯)	250	250	250
柔剣道場	520	780	780
トレーニングルーム	1回につき	150	
シャワールーム		100	
東富岡体育館	(9:00~12:30)	(12:30~17:00)	(17:00~21:00)
全 面	320	550	430
半 面	160	270	210
ナイター照明施設			
富中ナイター	6,280		
丹生小ナイター			
妙義中ナイター	4,180		
市民プール(個人)	大人 100、大学・高校 60、中学生以下 40		

- ※ 照明使用料については、1時間を基準とする。1時間未満の使用時間は、1時間とみなします。
- ※ 市民(富岡市内に住民登録のある人)以外の施設ご利用料金は、規定料金の3倍とします。  
但し、トレーニングルーム、シャワールーム、陸上競技場のうち個人及び定期利用、市民プール(個人)を除く。
- ※ 入場料(会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず、入場者が支払う対価をいいます)を徴収する場合又は  
営利宣伝の目的と認められる行事については、この表に定められる使用料の額の10倍の相当額とします。